

第169号

瓦版 えくれしあ

～集いの場～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞



目次

1. 外国人低賃金労働者の導入形態
2. 新聞記事等から
広島労働局 外国人雇用状況の届出状況(平成28年10月末現在)
実習生試験、形だけ？問題使い回し、実技でそうめんゆで労働力確保優先か
「フェイスブック」で実習生の相談受け付け
3. 美術館情報 特別展 快慶 日本人を魅了した仏のかたち
4. Drifting too far - 37 入院生活から
5. 今月の言葉

外国人低賃金労働者の導入形態

日曜日に繁華街を歩くとかなりな数の外国人を目にします。観光旅行を目的とした欧米系の人たち以上に中国や東南アジアから来た人たちが目につきます。地元で長年住んでいる人たちもいますが大半は技能実習生と思われます。技能実習生は私たち日本人が敬遠する職場、日本経済を支える職場で働いています。新卒は売り手市場である一方、非正規労働者にとっては安定した職場を得ることができない状況の中、技能実習生は増加の一方という現象を不思議な思いで眺めざるを得ません。しかし技能実習生=低賃金労働者の導入という図式は間違いではないのですが、ベトナム人の日本語学校への留学を隠れ蓑にした低賃金労働者導入を初めとした技能実習生以外の導入ルートが拡大してきているように思われてなりません。

フィリピン人を中心とした私の活動の中で低賃金労働者の導入に関しては、①技能実習生、②JFC、③日系フィリピン人が中心ですが、④日本語学校への留學生の問題では技能実習生だった人が1名いるだけで今後の動向が気にかかります。目につかないのですが②～④に該当する人たちの導入が拡大しているように感じられてなりません。ただこれら以外にフィリピンで見知らぬ日本人から日本に働きに来るように声をかけられ短期在留資格で来日し監禁状態のまま建設現場で働かせられ教会に保護を求めてきた例が2月にありました。信じられない話ですが、日本で働くことを期待している人の多いフィリピンではこうした形態もあり得るのかもしれませんが。また同じところに他の外国人も居たとのことですから不法滞在者の寄場的なものが広島にもあるのでしょうか。技能実習生や留學生は在留資格の項目であるため統計がありますが残りの二者については統計上確認することができないため事件として報道されたものや、相談を受けたり、情報として報告を受けたものからの勝手な判断としか言えませんが、目に見えないところで大きな問題を含んだ形で拡大していると感じています。問題がなければ取り上げる必要はないのかもしれませんが一部では大きな労働問題があるのが報告されています。ただそれ以上に、受入機関が利益追求のため拘束するという状況もあり、労働問題と同時に人権問題として取り組む必要があると考えられます。

【JFCにかかわる問題】

JFCの問題は平成27年2月15日付の毎日新聞のトップに掲載された岐阜県での事件がありました。日本人の父親から生まれ、認知されていないJFCの母子らを「永住権が取れる」と誘って短期在留資格で来日させ、借金を負わせパブ等で不法就労させていたという事件でした。この事件の背景には一般社団法人国際財団という組織がバックにありました。ちょうど同じ時期にこの国際財団がらみで認知の裁判を起こしている家族からの相談があり、来日までの状況や日本での生活の実態、認知裁判での弁護士費用等について聞き取りしていました。この時期の登記簿を見ると国際財団の評議員には弁護士がおり、この弁護士が認知の裁判を担当していました。この家族以外にも一軒家に数家族が同居し認知の裁判を起こしていましたが、不法就労の強要はありませんでした。国際財団の下部組織として全国にJFC母子をフィリピンから連れてくるブローカーがいるようです。私のところの例では、タレント時代のブローカーが認知されていない子供を持つ人たち10名程度を集めてセミナーを開き、裁判に勝てそうな証拠のある者3名が選ばれたと聞いています。岐阜のように不法就労を目的としたものは例外で、大半が、不法就労を禁止しているというのが現状ではないでしょうか。

また、大阪や奈良県で老人介護施設を運営している寿寿がフィリピンに設立した関連団体「まごのてフィリピン」を通じて在留資格のある数十人のJFCの親子に渡航費等の費用を貸し付け転職の自由を奪い、奴隷的労働を強いるという事件が平成26年に発覚しました。

同じような問題が岡山で発生しています。これは本人からCTIC(カトリック東京国際センター)に連絡が行き、私の方に対応依頼があったものでした。賃金の問題等でトラブルがあり、受け入れたJFCの支援を目的とするNPOから「明日帰国させる。」と言われ、急遽保護したものでした。子供の学校の問題とこれからの生活の問題を含めて対応を検討しています。このケースの場合、フィリピンの日本大使館に相談したらこのNPOを紹介されたといっています。JFC支援を謳った団体が借金をかたに転職の自由を拘束したり、本人の意思を無視して強制帰国を企てるなど許し難い人権無視と言わざるを得ません。技能実習生よりも人数ははるかに少ないとしてもより深刻な問題を孕んでいるといえます。

【日系フィリピン人】

全国でどの程度の日系フィリピン人がいるのか、また問題を抱えたグループとして認識されているか分かりません。広島のカキ養殖業には多数の日系フィリピン人が働いているため彼らの抱えている問題がよく見えてきます。日本に来るためには母国の斡旋機関に登録し、日本の派遣会社が受け入れる形態となっています。来日費用と当面の生活費は派遣会社が貸し付け、返済が住むまでは派遣会社の拘束下にあます。受入形態としては技能実習生と同じようですが、制度によって守られていない日系フィリピン人は、同じカキ養殖業者に雇われていても、技能実習生は労働保険と社会保険の適用を受け、日系フィリピン人は無視されているのが現状です。日本語の勉強をしてくるわけでもなく、来日してもそうした機会を見つけるのも難しいため日本語ができない人がめだちます。その結果、長年日本で生活していても親類縁者等がいない人たちは派遣会社の下を離れることが難しい面があります。現在3世までが日系人として来日して、自由に働くことができますが、低賃金労働者導入のためこれが4世までに拡大されれば飛躍的に増加することが予測されます。

【日本語学校への留学生】

この問題については「ルポ日本絶望工場 出井康博著 講談社+a新書」に詳しく説明されているので参考にいただければと思います。それを裏付けるようにベトナムから日本語学校を隠れ蓑として働きに来る人たちが平成27年度は前年度比52%増となっています。150万円ほどの借金をしてきているのが普通とのこと。借金の返済、毎月の授業料の負担と生活費を賄うためには1週28時間の労働しか認められていない留学生にとっては1か月10万円にも満たない収入しか得られないためペイしないはずですが、母国の斡旋機関と日本語学校の利益のため踊らされているとしか言いようがありません。かつて技能実習生だった人がフィリピンからも来ています

が、どのような状況なのか気にかかるところです。月謝を1か月でも滞納すると帰国させられると
いっています。

平成29年3月には、宮崎県都城市の介護施設を運営するグループが日本語学校を設立し、イン
ドネシア人留学生を受け入れ、グループ内の介護施設で働かせ、マイナンバー通知カードを保管
し、職場を変える自由も制限していました。都城労働基準監督署は、「①学費後払い制による高額
な賃金控除、②マイナンバー通知カードの保管、③途中退学の違約金などを総合的に考慮し、留
学生の意思に反する強制労働と判断し」(労働新聞第3107号平成29年4月3日)書類送検して
います。ちなみに強制労働禁止の労基法第5条は労基法上最も重い罰則(6月以下の懲役または
300万円以下の罰金)が定められた条文です。今後、技能実習生問題とともにこのような報道が増
えるのではないのでしょうか。

以上みてきたように低賃金外国人労働者の導入形態には国によって違いはあるかもしれませんが、
技能実習制度以外にもこうした3つの形態があると考えられます。JFCと日系フィリピン人の
問題については実態の把握が難しいため外国人問題に関係する人たちとの情報交換を通して実態、
問題点またどのような解決方法をとるのがよいか検討していく必要があるといえます。

新聞記事等から

外国人労働者 24,593 人 過去最高を更新 昨年度比 20.5%の大幅増 ～ 技能実習は初の1万人越え ～

－外国人雇用状況の届出状況(平成28年10月末現在)－

広島労働局発表 平成29年2月1日

広島労働局(局長 内田昭宏)では、外国人雇用状況の届出制度※に基づく平成28年10月末
現在の届出状況を取りまとめました。

広島県内で外国人を雇用する事業所数は、3,530事業所で前年同期比417事業所(13.4%)
増加し、雇用される外国人労働者数は、24,593人で前年同期比4,185人(20.5%)増加して、
届出が義務化された平成19年以降でそれぞれ過去最高となりました。

外国人労働者の国籍別では、中国が最も多く8,707人(外国人労働者全体の35.4%)、次いで
ベトナム5,991人(同24.4%)、フィリピン4,346人(同17.7%)の順となっています。

前年同期に比べ、中国は93人(1.1%)、ベトナムは2,259人(60.5%)、フィリピンは826
人(23.5%)それぞれ増加しました。

【概要】

○外国人労働者の状況

国籍別	①中国	8,707人	(外国人労働者全体の35.4%)
	②ベトナム	5,991人	(同24.4%)
	③フィリピン	4,346人	(同17.7%)
在留資格別	①技能実習	11,787人	(同47.9%)
	②永住者等の身分に基づく在留資格	6,206人	(同25.2%)
	③留学等の資格外活動	3,773人	(同15.3%)

○雇用事業所の状況

外国人を雇用する事業所を規模別に見ると、労働者数「30人未満」の事業所が最も多く2,062
事業所(事業所全体の58.4%)、次いで「30人～99人未満」の事業所が735事業所(同
20.8%)となり、全体の79.2%を占めている。

○産業別の状況

外国人労働者、外国人を雇用する事業所ともに製造業が最も多く、事業所数 1,369 事業所（事業所全体の 38.8%）外国人労働者数 13,241 人（外国人労働者全体の 53.8%）となっている。

※ 外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、全ての事業主に外国人労働者の雇入れ及び離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）

[2 ページ以降略]

<http://hiroshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/hiroshima-roudoukyoku/19/2017210142547.pdf>

実習生試験、形だけ？ 問題使い回し、実技でそうめんゆで 労働力確保優先か

2017年03月03日 06時00分

技能実習評価試験の過去問題。一部の業種で半年から1年にわたって使い回されている。



3年を期限に来日する外国人技能実習生が、2年目に移る前に技能の習熟度を測る「技能実習評価試験」の在り方に、疑問の声が上がっている。学科問題の使い回しや現場でほとんど使わない技術を試すケースもあり、合格率はほぼ100%。国の実習制度は「技術移転による国際貢献」を名目とするが、識者は「形だけの試験に、労働力として実習生に頼る現場の実情が表れている」と指摘する。

評価試験は国の実習制度で義務付けられている。実習生を受け入れている職種の業界団体や、都道府県の職業能力開発協会が学科と実技の問題を作成し、各職場を訪問するなどして随時実施している。不合格者には1度だけ再試験がある。

学科試験では「おながいたくなったらほうこくする」（総菜製造）「うしのいは1つです」（酪農）など、日本語の文を○×で選ぶ問題が並ぶ。総菜製造や農業など一部の業種では、ほぼ同じ問題を半年から1年にわたって使い続け、再試験者に同じ問題を出すケースもある。

実技でも現場作業と懸け離れた出題が見られる。電子機器の組み立てでは、多くの工場で機械化されているハンダ付けを手作業でさせている。総菜製造（加熱）では、実習生が日ごろ担当する調理の種別にかかわらず、全員にそうめんをゆでる試験を課している。

こうした内容について、試験の作成で業界団体などに助言している国際研修協力機構（JITCO）は「機械化された作業をこなすために、基礎となる手作業を試している。評価試験があることで実習生の意欲が高まる」と強調。厚生労働省も学科試験については「用紙を回収しており、公平性に問題ない」としている。

一方、実習生の受け入れを支援する福岡市の監理団体の担当者は「日常業務と別に、わざわざ試験のために実技の練習をしないといけない」と首をかしげる。厚労省も実技試験については「現場に適さない内容であれば、見直すよう指導したい」としている。

実習生の来日数は年々増え、昨年で20万人を突破した。多くは単純作業や肉体労働を担い、人口減や人手不足を補っている実情がある。外国人技能実習生問題弁護士連絡会で共同代表を務める指宿昭一弁護士は「監督官が正解を指さしたと話す実習生もいた。厳格な試験をすればほとんど合格せず、実習制度が破綻してしまう。国の目的との矛盾を象徴している」と話している。

「フェイスブック」で実習生の相談受け付け：孤立しやすい技能実習生とネットによる「新しい支援」の可能性

巢内尚子 | ジャーナリスト 3/5(日) 10:56 YAHOO!ニュース

新たな技能実習生支援の取り組みが広がっている。日本語能力が十分ではない上、日本の制度や相談先をよく知らないケースの多い技能実習生は、賃金や労働時間といった処遇など問題があっても外部に相談できないケースが少なくない。そんな中、愛知県労働組合総連合会（愛労連）では SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を使い、オンラインで相談を受け付け、問題解決を後押ししている。社会的に孤立しやすい技能実習生の支援の新しい可能性についてみてみたい。

◆言葉の壁と時間の制限、相談機関にアクセスできない実習生

愛労連の樽松佐一議長によると、愛労連では 2015 年から「フェイスブック」のメッセージ機能を使い技能実習生からの相談を受け付ける「相談室」を設置している。

背景にあるのは、技能実習生が相談機関にアクセスしにくい状況だ。

外国人技能実習生は通常、フルタイムで就労しているため、日中に相談をすることは難しい。行政などの相談機関の窓口も平日の日中のみというケースも少なくなく、なかなか相談に踏み切れない。

技能実習生が相談窓口に行くための交通費もばかにはならない。

例えば、ベトナム出身の技能実習生は、来日前に送り出し機関に対して多額の渡航前費用を支払うために借金をしており、来日後にこの借金を返済しながら就労しているケースが多い。借金の返済には 1~2 年かかる事例もあり、借金返済後には故郷の家族に仕送りをする。このような状況の中で、生活費を切り詰めて暮らしており、交通費も負担になる。

その上、技能実習生の中には日本語学習の機会を十分に持たない人も少なくなく、日本語の能力に課題があるため、自分の抱える問題を日本の機関・組織に相談することは容易ではない。

また言語について支援者側からみると、技能実習生の出身国は中国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジアなど多様で、言語も中国語、ベトナム語、タガログ語、英語、インドネシア語、クメール語などさまざまのため、支援者が言語面で対応に苦慮することも少なくない。特に日本では、ベトナム語やクメール語などはできる人が少ないことも課題だ。

さらに、技能実習生にとって不安の種は就労先企業との関係だ。

受け入れ企業もさまざまで、技能実習生をきちんと処遇している企業がある半面、中には違反行為やハラスメントをしている企業もある。

私が話を聞いた技能実習生の中には、受け入れ企業での問題を支援組織に相談したことで、「解雇」を言い渡された人がいた。

また技能実習生をめぐるっては、なにか問題があると、受け入れ企業が実習生を強制的に帰国させるといった事例もあり、技能実習生は「強制帰国」を恐れて相談に踏み出せないケースもある。

技能実習生は、受け入れ企業による違反行為やハラスメントについて、どこかに相談したいと思っても、外部への相談により受け入れ企業との間で衝突することに不安が大きいのだ。

一口に「相談」といっても、技能実習生にとっては簡単にはできないのだ。

◆インターネットが草の根の支援ネットワークを広げる

そんな中、愛労連ではフェイスブックのメッセージ機能を使い、「相談室」を設置し、技能実習生からの相談に対応している。

技能実習生からの相談を受けた場合、相手にフェイスブックで「友達」申請をしてもらい、つながり、その上で、相談に対応する。

懸念される言葉の問題は、フェイスブックのメッセージ・グループの中に通訳・翻訳をできる支援者を入れることで、クリアしている。

通訳・翻訳者はフェイスブックで募り、これまでに日本国内に住む人だけではなく、海外在住者もこの活動に賛同して、ベトナム語、英語、クメール語などの通訳・翻訳支援で協力しているという。

フェイスブックは無料で利用できるため技能実習生にとって経済的な負担が掛からないほか、電話と違ってメッセージのやり取りを曜日や時間を問わず行うことができるため、技能実習生にとっても、支援者にとっては就業後や休日に相談できるようになる。

フェイスブックでのやり取りを繰り返したのち、具体的な情報を集めた上で、実際に事務所で会って相談にのるなどして、対応していくという。

フェイスブックによりいつでも相談できることから、技能実習生の間で口コミによって「相談室」についての情報が広がり、愛労連には日本全国から相談が舞い込んできている。

同時に、フェイスブックにより地域や国境を越えて人とつながれることから、海外在住者も含めた支援者とのネットワークも構築されてきている。

◆支援の輪を広げるため書籍で「相談室」を紹介、支援ノウハウを共有

こうした取り組みの一方で、樽松議長は3月11日に、風媒社から『ニッポン最暗黒労働事情 外国人実習生「SNS 相談室」より』を出版する予定だ。

同書では、フィリピンやベトナム出身の技能実習生の就労実態とその課題に加え、会社との交渉の内幕や、政府機関への働きかけなどについて、つづっているという。

その中で、フェイスブックによる「相談室」についても触れている。

同議長は今回の著書について「支援の輪が広がるようにと思って書いた」と話す。

書籍によって、技能実習生からの相談とその支援の具体的な実態をことにより、技能実習生支援の取り組みが広がることを期待しているという。

◆「実習生が母国語で夜間や土日に申告できる窓口を」

ただし、技能実習生の相談を受け付ける体制は全体から見ればまだ十分ではない。

また、労働法規に対する違反行為について、支援組織や関連当局への「相談」に終わらず、労働基準局への「申告」につなげるための仕組みも十分ではない。

樽松議長は、「技能実習生は2010年の制度改正で労働法の適用になったが、これだけ問題が多いにもかかわらず、技能実習生の労働基準局での申告は少ない」と指摘する。

その上で、「労働問題を監督する厚生労働省には、多言語対応の予算も十分ではなく、相談体制も不十分。実習生が母国語で夜間や土日に申告できる窓口が必要だ」と強調している。

労働組合や一般の人たちによるインターネットを使った草の根の支援ネットワークは、技能実習生の支援における新しい可能性を提示する。

この半面、行政側の相談窓口業務の改善を含めた公的部門による技能実習生支援の枠組み強化も求められている。(了)

【美術館情報】

奈良国立博物館

特別展 快慶 日本人を魅了した仏のかたち

平成29年4月8日(土)～6月4日(日) 毎週月曜日 ※ただし5月1日(月)は開館

快慶(かいけい)は、わが国を代表する仏師のひとりであり、鎌倉彫刻様式の完成に重要な役割を果たした人物として運慶(うんけい)と並び称されてきました。快慶には確証ある遺品が際立って多く、鎌倉時代初頭の造像界の動向を具体的に知るうえで不可欠な存在である一方、出



自や工房など、その人物像には不明な点が少なくありません。

建久3年(1192)に無位でありながら後白河院(ごしらかわいん)追善の造像に抜擢されるなど、康慶(こうけい)の弟子のなかでも特殊な立場にあったようですが、こののち運慶と肩を並べて活躍の舞台を得る画期となったのは、後白河院主導のもと重源(ちょうげん)により進められた東大寺再興造像でした。

「巧匠アン(梵字)阿弥陀仏」と称したことからもわかるように、快慶は単に仏師として重源にしたがっていたのではなく、熱心な阿弥陀信仰者として造仏に臨んでいたことも見逃せません。彼が生涯をかけて追求した実在感と格調の高さを兼ねそなえた阿弥陀如来立像の姿は、後世「安阿弥様(あんなみよう)」と称され、来迎(らいごう)形阿弥陀の一典型としてながく受け継がれてゆきます。平安時代には、仏師定朝(じょうちょう)が「仏の本様(ほんよう)」と謳(うた)われる理想的な仏の姿をつくり出しましたが、快慶はこの定朝にも匹敵する役割を果たしたといえるでしょう。

本展は、快慶の代表的な作品を一堂に集めて、わが国の仏教美術史上に残した偉大な足跡をたどる試みです。さらに、快慶作品の成立と密接に関わる絵画や、高僧たちとの交渉を伝える史料をあわせて展示することにより、いまだ多くの謎に包まれた快慶の実像に迫ります。本展を通じて、多彩な快慶作品の魅力を堪能していただくとともに、現代を生きる我々の共感をいまもなお呼び起こし、仏の規範とされつづける快慶芸術の本質について考える機会となれば幸いです。

Drifting too far – 37 入院生活から

これまで70年の人生で入院生活は30歳前のアキレス腱断裂と40歳前後での狭心症の疑いでのカテーテル検査だけでした。今回の入院は、大した病気もなくまた年齢を考えず自分の健康を過信していたためと言わざるを得ません。下の子供のように何か不安があればすぐにお医者さんにかかるというのが正解なのかもしれません。今年の終わりごろからか微熱や寝汗をかいいたり、帰宅時の上り坂で息が切れたり、疲れを感じたりしており、クリスマスの日ピークに達しました。早めに帰宅してクリスマスミサに行く予定が、疲労感から中止せざるを得ませんでした。この日以降、仕事は少し早めに切り上げ、日曜日の朝の教会にも行かず土日はゆっくり休む日が続いていました。脈拍が早くなっているのに早くから気づいていましたが、不整脈の薬の副作用かと考えていました。そうこうしているうちに3月に入り、タガログ語の通訳をお願いしている日本人女性2名とベトナムコーヒーを飲みながら情報交換している中で診察に行くように約束させられました。これがなければ手遅れとなって今は住む世界が違っていたでしょうから二人は私の命の恩人といえます。翌土曜日近所のお医者さんに行くと酸素摂取率が異常に低く、また血液検査でもLDHが4桁台とものすごい数値がでて間質性肺炎の疑いで火曜日午前中に日赤受診となりましたが、後刻、少しでも早い方がいいとのことで月曜日午前中の受診となりCT検査等を行いました。職場からの帰宅途中にマーケットで買い物していると日赤の先生からすぐに入院するよにとの電話があり入院したのが長い入院の始まりでした。

入院後の検査で悪性リンパ腫と診断され呼吸器科から血液内科に移動しましたが、この時には病状が急速に悪化しており、肝臓、脾臓、腎臓、肺臓、心臓等多臓器不全で危険な状況にあったと後日先生から伺うことになりました。子供たちも「体力が回復しなければ2週間から20日以内の生存率が50%」と先生から聞いたそうですし、顔色が土気色でダメだろうと思っていたそうです。幸い1週間ほどで危機的状況を脱すと、次の1週間は劇的に回復するという状況でした。リハビリが始まるまでの約1月はヘッド上のみが私の世界で、体重も7kg程度増えました。とはいっても食事はしていないため体重は減っているはずですが腎臓機能障害によって体内に水分が蓄積したためでした。水分が出尽くした現佐の体重は56kgであり入院時の体重が66kgだったので10kgほど筋肉が減少しています。寝たきり状態であったためベッドの側に立つこともできませんでした。アキレス腱断裂の時はリハビリなどなく、自分で歩く訓練をせざるを得ませんでした。

今回は理学療法士の先生方の指導により順調に回復し。理学療法・作業療法の先生によるリハビリの効果また必要性について再認識しました。プロのアスリートがトレーナーや栄養士をつける理由がよくわかりました。以前といっても20年ほど前の話ですが車いすテニスのボランティアをしていたAさんが作業療法の担当として突然現れリハビリの時間も思い出話に花を咲かせながら楽しい時間を過ごすことができました。

この療養期間を通じて、最初の頃は時間が経たないことへの焦躁感がありましたが、身体が必死で病気と闘っていることを考え、テレビも見ず、本も読まず、何も考えず、只ひたすら天井とにらめっこをして過ごすことに徹しているといつの間にか時間が気にならなくなるとともに病院のスタッフはもとより家族やお見舞いに来ていただいた方々などに支えられて生きていることを実感として感じることができました。また人間であることを止めて、只ひたすら病人に徹することしかないと観念することでこの何とも言えない入院生活を無事送っています。

リハビリが始まり、体力が回復するにつれて精神的にも前向きとなり、読書への意欲も湧き、パソコンも使うようになりましたが、インターネットの環境がないのが寂しいのですが、あればあったでよくない面も多々あるかもしれません。

入院生活も2か月となり、昨日は先生から1週間ほどリフレッシュのため退院を進められました。これまで体力的に軽い抗がん剤治療しかできなかったのでリフレッシュ後に強い抗がん剤治療に入り、その後1か月は入院が必要とのこと。その先は入院継続か、通院への切り替えなのか……。ちなみに血液系腫瘍罹患者の短時間勤務復帰の平均日数は241日であり、胃がんの62日の4倍近い数字となっています。フルタイム復帰については数値がありません。これは1年たっても50%の人が復職できていないからとのことです(労働新聞第3111号H29.5.1がんと就労 両立支援の具体策第5回)。いずれにしても先の長い付き合いが続くこととなります。

リフレッシュ休暇の話の際に先生から言われたことの一つに、「現在の状況で治療を打切れば5年生存率は50%、これから強い抗がん剤治療をしてうまくゆけば5年生存率が90%となる。」とのことでした。そうしたことは後回しとして、免疫機能が低下しているため感染症を防止するため、生ものを食べてはいけない、活動範囲は入院フロアのみ、部屋を出るときはマスク着用と色々制約がありました。退院中は、人込みは避けた方が良くとのことなのですが、これまで食べたくて仕方のなかった果物やお寿司やお刺身が許されるのか・・・正面切って聞けば「良い。」との回答はないでしょうからそれなりに判断すればいいのかもしれませんが。お好み焼き、インドカレー、中華料理、ハンバーグ等々楽しんできたいと思っています。

言葉

だから明日のことを思い煩うな。なぜなら、明日は明日自身が思い煩ってくれる。今日は、今日一日の苦しみで、もう十分である。

マタイによる福音書
6章34節

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会
〒734-0045 広島市南区西本浦町14-11-511
携帯 090-7590-0215
e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>
平成29年5月1日発行